



2022年2月14日

各 位

会社名 株式会社 東京ソワール
代表者名 代表取締役社長 小泉 純一
(コード番号 8040 東証第2部)
問合せ先 取締役上席執行役員管理本部長 小林 義和
(TEL. 03-5474-6617)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の第53回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 抜本的な事業構造の改革のひとつとして、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を東京都港区から東京都中央区に変更するものであります。なお、本変更は2022年8月17日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設け、さらに当該附則は本店移転後の効力発生日経過後に削除するものといたします
- (2) 令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所定の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(本店の所在地)</u> 第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。	第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

